



宮崎県公報

平成20年10月31日(金曜日)号外 第63号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

規則	頁	教育長訓令	頁
○医療法施行細則の一部を改正する規則……………(医療業務課)	1	○県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令……………	3

規則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月三十一日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第六十四号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(平成十八年宮崎県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項中「第一条第一項」を「第一条の第十四第一項」に改める。

第四条の見出し中「療養」を削り、同条第二項中「第一条第五項」を「第一条の第十四第五項」に、「診療所療養病床設置許可申請書」を「診療所病床設置許可申請書」に改める。

第五条の見出し中「療養」を削り、同条中「療養病床数等」を「病床数等」に、「診療所療養病床設置許可事項変更許可申請書」を「診療所病床設置許可事項変更許可申請書」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

(診療所病床の設置の届出)

第八条の二 政令第三条の三の規定による届出は、診療所病床設置届(別記様式第十号の二)によるものとする。

第九条の見出し中「療養」を削り、「許可事項」の下に「等」を加え、同条第二項中「診療所療養病床設置許可事項変更届」を「診療所病床設置許可(届出)事項変更届」に改める。

第十九条中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第二十条中「第三十一条の三」を「第三十一条の四」に改める。

第二十一条中「第三十一条の四」を「第三十一条の五」に改める。

第二十四条の見出し中「決算」を「事業報告書等」に改め、同条第一項中「第五十一条第一項」を「第五十二条第一項」に、「医療法人決算届」を「医療法人事業報告書等届」に改め、同条第二項中「第三十二条」を「第三十二条の二第二項」に改める。

第二十七条中「法」を「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法」に改める。

第二十九条第二項中「第五条の七」を「第五条の十二」に改める。

第三十条中「第五条の八」を「第五条の十三」に改める。

第三十一条第二号中「就任承諾書及び印鑑証明書」を「及び就任承諾書」に改める。

別記様式第一号(裏)中

医療法施行規則第1条第1項第12号に規定する施設の状況	を	医療法施行規則第1条の14第1項第12号に規定する施設の状況
医療法施行規則第1条第1項第12号の2に規定する施設の状況	を	医療法施行規則第1条の14第1項第12号の2に規定する施設の状況

「第1条第2項」を「第1条の14第2項」に改める。

「2」「医療法施行規則第1条第1項第12号に規定する施設の状況」の欄及び「医療法施行規則第1条第1項第12号の2に規定する施設の状況」の欄の構造設備の概要は、その施設の室数、面積、共用・兼用の有無、設置する機器等について記入すること。

「2」「医療法施行規則第1条の14第1項第12号に規定する施設の状況」の欄及び「医療法施行規則第1条の14第1項第12号の2に規定する施設の状況」の欄の構造設備の概要は、その施設の室数、面積、共用・兼用の有無、設置する機器等について記入すること。

別記様式第四号中「第1条第3項」を「第1条の14第3項」に改める。

別記様式第五号中「診療所療養病床設置許可申請書」を「診療所病床設置許可申請書」に、「療養病床設置の」を「病床設置の」に、「

病床数

」を「

病床数 (療養病床数)

」に改める。

別記様式第六号中「診療所療養病床設置許可事項変更許可申請書」を「診療所病床設置許可事項変更許可申請書」に、「診療所療養病床設置許可事項の」を「診療所病床設置許可事項の」に、「第1条第6項」を「第1条の14第6項」に改める。

別記様式第十号の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2 (第8条の2関係)

診 療 所 病 床 設 置 届

年 月 日

宮崎県知事 殿

開設者 住所
氏名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり診療所に病床を設置したので、医療法施行令第3条の3の規定により届け出ます。

名 称			
開 設 の 場 所			
設 置 年 月 日			
医療法第7条第3項の 規定による設置許可を 要しない理由			
各病室ごとの病床種 別及び病床数	病室番号	病床種別	病 床 数
			床

添付書類

建物の構造概要及び平面図

注意事項

平面図は、各室の用途を示し、各病室数及び病床種別を示す図面とすること。

別記様式第十一号中「診療所療養病床設置許可事項変更届」を「診療所病床設置許可(届出)事項変更届」に、「診療所療養病床設置許可事項の」を「診療所病床設置許可(届出)事項の」に改める。

別記様式第三十七号中「医療法人決算届」を「医療法人事業報告書等届」に、「第51条第1項」を「第52条第1項」に、「決算を」を「事業報告書等を」に、

- 添付書類
- 1 財産目録
- 2 債権対照表
- 3 損益計算書
- 4 定款又は寄附行為に定められた決算に関する手続を経たことを証する書類
- 5 現年度の役員名簿

- 添付書類
- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 債権対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 定款又は寄附行為に定められた決算に関する手続を経たことを証する書類
- 7 現年度の役員名簿
- 8 法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類(社会医療法人のみ)
- 9 純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び、公認会計士又は監査法人の監査報告書(社会医療法人債を発行した社会医療法人のみ)

改める。

別記様式第四十号中

次のとおり医療法人の残余財産の処分の認可を受けたいので、医療法第56条第2項の規定により申請します。

次のとおり医療法人の残余財産の処分の認可を受けたいので、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の医療法第56条第2項又は第3項の規定により申請します。

改める。

別記様式第四十一号(重)中

8 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、医療法施行規則第30条の34第1項に規定する要件に適合することを証する書類

8 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、医療法施行規則第30条の34に規定する要件に適合することを証する書類

改める。

別記様式第四十四号中、「履歴書及び印鑑証明書」を「及び履歴書」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

教育長訓令

県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年十月三十一日

宮崎県教育委員会教育長 渡 辺 義 人

宮崎県教育委員会教育長訓令第五号

本 行
各 出 先 機 関
各 教 育 機 関

県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令

県教育庁等文書取扱規程(平成二年宮崎県教育委員会教育長訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号を次のように改める。

七 文書管理システム 電子計算機を利用して起案、決裁、施行、保存及び廃棄に関する文書の情報管理を行うシステムで、県総務部総務課長(以下「県総務課長」という。)が管理するもの

をいう。

第二条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十四号中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同条第十五号中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同条第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とする。

第三条第二項中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第七条第四項第五号中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第九条第一項第二号から第四号まで及び同条第二項から第四項までの規定中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、同項を同条第六項とする。

第十条の一の見出し中「受信電子文書等」を「総合行政ネットワーク等文書」に改め、同条第一項中「総合文書管理システムにより受信した電子文書(以下「受信電子文書」という。)並びに」を削り、同条第三項中「受信電子文書及び」及び「(以下「受信電子文書等」という。)」を削り、同条第四項中「受信電子文書等」を「総合行政ネットワーク等文書」に改める。

第十二条第一項第二号中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第十二条の三第一項を次のように改める。

文書取扱主任は、総合行政ネットワーク等文書を收受したとき、又は転送を受けたときは、次により処理しなければならない。

一 総合行政ネットワーク等文書に電子署名がなされている場合は、発信元の電子署名を確認した後、紙に出力し、確認者として押印すること。

二 総合行政ネットワーク等文書に電子署名がなされていない場合は、紙に出力すること。

第十六条第一項を次のように改める。

起案は、文書管理システムに登録して出力する決裁回書により行うものとする。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り上げる。

第二十二條第一項中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第二十二條第二項を削る。

第二十七條中「電子決裁による場合を除き、」を削る。

第二十八條第二項中「電子起案」を「第十六条第一項の規定により起案」に、「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第二十九條第一項ただし書を削る。

第三十條第一項中「及び同条第二項」を削り、「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同条第二項中「電子決裁の場合を除き、」を削り、同条第三項中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同条第四項中「第十六条第三項前段、同条第四項」を「第十六条第二項前段、同条第三項」に改め、「決裁された文書」の下に「(前項に該当するものを除く。)」を加え、「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第三十一条を次のように改める。

（供覧）

第三十一条 供覧すべき文書は、決裁伺書を用い、取扱区分欄に「供覧」と表示をし、関係者の閲覧に供するものとする。ただし、軽易な文書については、当該文書の余白に「供覧」と朱書きし、閲覧印を押して関係者の閲覧に供することができる。

第三十六条第一項第六号を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「發送しようとするときは」の下に「、主務課において原議に施行日を記入し」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 文書管理システムに施行日を登録すること。

第三十九条第一項並びに第四十条第一項、第二項及び第四項中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第四十二条第一項中「三年及び一年」を「三年、一年及び一年未満」に改め、同条第二項中「ファイル管理台帳」を「ファイル管理表」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、保存期間の区分が一年未満の文書については、当該文書が完結した日から起算する。

第四十四条第一項中「及び一年保存の文書」を「並びに保存期間の区分が一年保存及び一年未満の文書」に改め、同条第二項中「総合文書管理システムにより引継文書一覧表を作成し、又は」を削る。

第四十五条第一項第三号中「ファイル管理台帳」を「ファイル管理表」に改める。

第四十七条第二項中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

別表に次のように加える。

（一年未満）

一 照会、回答、依頼、協議、通知等の文書のうち一時的なもの
 一 前号に掲げるもののほか、随時廃棄することが適当と認められるもの

附 則

この訓令は、平成二十年十一月一日から施行する。